

§ 47 任意継続被保険者の標準報酬月額

第47条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第41条から第44条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする¹。

- 一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 二 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）²を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

趣旨

この条では、任意継続被保険者の標準報酬月額について規定しています。

任意継続被保険者の場合は、被保険者（被保険者または任意被保険者）であったときの標準報酬月額、またはその者の所属する保険集団（全国健康保険協会管掌健康保険および健康保険組合）の前年の9月30日の全被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして標準報酬月額等級表に当てはめて得られる標準報酬月額（「平均標準報酬月額」

といいます。）のいずれか低い方とすることとされています。健康保険組合の場合には、平均標準報酬月額の代わりに、その額の範囲内において規約をもって定めることができることになっています。



➔ ポイント

❶ 次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする

(1) 標準報酬月額の見直しが行われた場合の任意継続被保険者への通知

「任意継続被保険者」の標準報酬月額の決定または改定をした場合は、その被保険者に対してそれらを通知しなければなりません（則45条）。

(2) 通知書の付記事項

標準報酬月額を決定・改定する通知書に不服がある場合は、通知を受けた日から60日以内に審査請求を行うことができる旨を付記しなければならないこととされています。ただし、口頭で行う場合には付記の必要はありません（法191条、行政不服審査法57条）。

❷ 全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）

平均標準報酬月額の公示方法は次のとおりです。

① 全国健康保険協会管掌健康保険

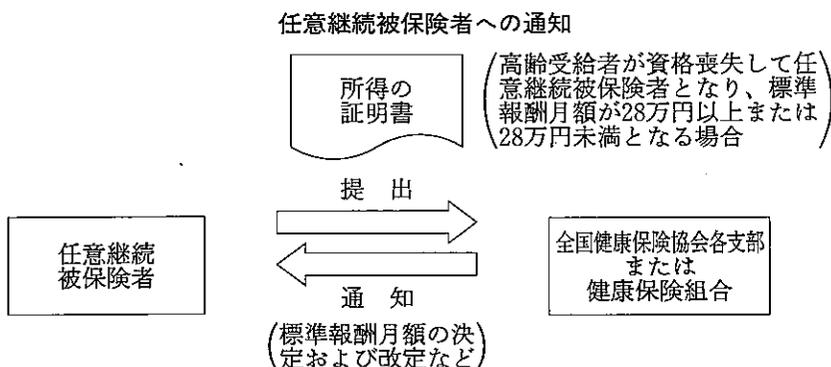
毎年度、前記平均額を基に算定した平均標準報酬月額を公示
平成25年度は28万円です。

② 各種の健康保険組合

各組合ごとに、毎年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（この額を規約で軽減しているときはその額）等を公示

なお、任意継続被保険者の標準報酬月額の決定や改定などは事業主を経由せず、保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）から、直接通知されます。

§ 47 任意継続被保険者の標準報酬月額



全国健康保険（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（平成25年4月分～）

（都道府県単位保険料率）

北海道	10.12%	滋賀県	9.97%
青森県	10.00%	京都府	9.98%
岩手県	9.93%	大阪府	10.06%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.00%
秋田県	10.02%	奈良県	10.02%
山形県	9.96%	和歌山県	10.02%
福島県	9.96%	鳥取県	9.98%
茨城県	9.93%	島根県	10.00%
栃木県	9.95%	岡山県	10.06%
群馬県	9.95%	広島県	10.03%
埼玉県	9.94%	山口県	10.03%
千葉県	9.93%	徳島県	10.08%
東京都	9.97%	香川県	10.09%
神奈川県	9.98%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.90%	高知県	10.04%
富山県	9.93%	福岡県	10.12%
石川県	10.03%	佐賀県	10.16%
福井県	10.02%	長崎県	10.06%
山梨県	9.94%	熊本県	10.07%
長野県	9.85%	大分県	10.08%
岐阜県	9.99%	宮崎県	10.01%
静岡県	9.92%	鹿児島県	10.03%
愛知県	9.97%	沖縄県	10.03%
三重県	9.94%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.55%）が加わります。

§ 47 任意継続被保険者の標準報酬月額

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（平成25年4月分～）（東京都の場合）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		9.97%	11.52%
1	58,000	円以上 ～ 63,000	5,782円	6,681円
2	68,000	63,000～73,000	6,779円	7,833円
3	78,000	73,000～83,000	7,776円	8,985円
4	88,000	83,000～93,000	8,773円	10,137円
5	98,000	93,000～101,000	9,770円	11,289円
6	104,000	101,000～107,000	10,368円	11,980円
7	110,000	107,000～114,000	10,967円	12,672円
8	118,000	114,000～122,000	11,764円	13,593円
9	126,000	122,000～130,000	12,562円	14,515円
10	134,000	130,000～138,000	13,359円	15,436円
11	142,000	138,000～146,000	14,157円	16,358円
12	150,000	146,000～155,000	14,955円	17,280円
13	160,000	155,000～165,000	15,952円	18,432円
14	170,000	165,000～175,000	16,949円	19,584円
15	180,000	175,000～185,000	17,946円	20,736円
16	190,000	185,000～195,000	18,943円	21,888円
17	200,000	195,000～210,000	19,940円	23,040円
18	220,000	210,000～230,000	21,934円	25,344円
19	240,000	230,000～250,000	23,928円	27,648円
20	260,000	250,000～270,000	25,922円	29,952円
21	280,000	270,000～	27,916円	32,256円

健保手引三九

三七九

※平成25年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。
 ※介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率（9.97%）に介護保険料率（1.55%）が加わります。
 ※健康保険料率のうち、5.96%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

§ 75の2 一部負担金の額の特例

第75条の2 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情¹がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に第74条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること²。
- 二 一部負担金の支払を免除すること²。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること³。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第74条第1項の規定にかかわらず、前項第1号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第2号又は第3号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

健保手引一三

趣旨

一部負担金の減免について定めています。

保険者は、災害や特別な事情で保険医療機関または保険薬局に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対して、その減額、免除、徴収の猶予をすることができます。



五一二ノ一

➔ ポイント

1 厚生労働省令で定める特別の事情

「厚生労働省令で定める特別の事情」とは、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことをいいます（則56条の2）。

対象となるのは災害救助法の適用を受けた市町村が一以上ある災害で、次のような被害が該当します。

- ① 住居または家財の被害であって、被害額がその住居または家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
 - ⑦ 損害を受けた住居または家財について、現在購入することとした場合の価額で算定する
 - ⑧ 住居または家財はその者の所有するものの損害であることが原則であるが、住居が全壊して引き続き居住できなくなった場合は、借家についても該当するものとする
 - ⑨ 住居の被害については、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定する被害の認定基準による住家全壊および住家半壊を、この損害として取り扱う
- ② その他①に類する財産上または身体上の損害
 - ⑦ 身体上の損害は、療養に要する期間がおおむね1か月以上である傷病を基本とし、医師の診断書により確認する

被害の認定は、被保険者または被扶養者の申告に基づいて地方公共団体等による証明書類の提出等により確認されます（平18・11・15庁保発1115001）。

また、自然災害などで被保険者が被保険者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合は、①氏名②生年月日③連絡先（電話番号等）④事業所名、を申し立てることによって受診できる場合があります（平24・11・28事務連絡、平25・10・21事務連絡）。

2 一部負担金を減額すること 一部負担金の支払を免除すること

偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合

は、その証明書を交付した保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）は、直ちにその一部負担金の減免を取り消すものとします。その被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）は直ちに減免を取り消した旨および取消しの年月日を保険医療機関等に通知するとともに、その被保険者が取消しの日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を保険者に返還させるものとします（平18・11・15庁保発1115001）。

③ その徴収を猶予すること

「その徴収を猶予すること」とは、■の①②に該当し生活が困難となった場合において必要と認めるときは、被保険者の申請により、6か月の期間を基本として個別の災害の状況に応じて一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除きます。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除きます。）または家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収を猶予することができることをいいます。

一部負担金等を保険医療機関、保険薬局および指定訪問看護事業者に対しての支払に代えて保険者が直接徴収することとし、その徴収を猶予することができます。

一部負担金等の徴収猶予または減免の措置を受けようとする被保険者または被扶養者は、あらかじめ保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）に対し、申請書を提出しなければなりません。

保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）が一部負担金の徴収猶予または減免の決定をした場合は、速やかに証明書を交付します。

一部負担金の徴収猶予または減免の措置を受けたものが保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費・訪問看護療養費・家族療養費または家族訪問看護療養費の支給を受けようとするときは、健康保険被保険者証に証明書を添えてその保険医療機関等に提出しなければなりません。

一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が、次のいずれかに該当する場合においては、証明書を交付した保険者（全国健康保険協会各支部または健康保険組合）は、その全部または一部について徴収猶予を取り消し、一時に徴収することができます。

- ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき
- ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき
（平18・11・15庁保発1115001）

ケーススタディ

東日本大震災に伴う一部負担金等の免除の場合

Q 東日本大震災に伴う一部負担金等の支払いが免除されるのはどのような人ですか。

A 被災地域の住民であって、次の①～③のいずれかに該当する方は、一部負担金や入院時の食費・居住費等の負担をしないでサービスを受けられます。

① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方(同日以降、他の市町村に転出した方も含みます)で、被災により次のいずれかに該当する方

ア 住家が全半壊、全半焼した方

イ 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方

ウ 主たる生計維持者が行方不明である方

② 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方(または対象となっていた方)

③ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①または②に準ずるものとして保険者が認めた方

また、免除対象健保被保険者等は、保険医療機関等の療養の給付を受ける際に、健康保険一部負担金等免除証明書を被保険者証に添えて提出します。免除措置は、一部を除いて平成24年2月29日までの間に受けた療養について適用されます。(平23・5・2保発0502第3号)

健保手引三九



関係書式

◀一部負担金の額の特例を受けるための書類▶

◆一部負担金等 減免徴収 免除猶予 申請書

後掲関係書式参照

五二二ノ四(五三ノ六)

参考通知

◆政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621002号及び平成18年9月8日保発第0908003号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとし、本日をもって適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

また、個別の事案に対する当該規定の適用に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第1 政府管掌健康保険

1 一部負担金の猶予又は減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

本措置の対象となる災害は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村が一以上ある災害であって、個別の災害の状況に応じ、別途通知するものであること。

(2) 対象となる被害

本措置の対象となる被害は、(1)の災害による被害であって次に掲げるものをいうものであること。

ア 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね3分の1以上である損害

イ その他アに類する財産上又は身体上の損害

(3) (2)のアについては、当該損害を受けた住居又は家財につき、現在購入することとした場合の価額により3分の1以上の損害額を算定することを原則とすること。

この場合、住居の被害については、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定する被害の認定基準による住家全壊及び住家半壊を、(2)のアの損害として取り扱う

§ 75の2 一部負担金の額の特例

ものとする。

(4) 被害の認定は、一部負担金の猶予又は減免を受けようとする者の申告に基づき、被害に係る地方公共団体等による証明書類の提出等により確認するものとする。

(5) (2)のアの住居又は家財の損害は、その者の所有に係る住居又は家財の損害であることを原則とするが、住居が全壊して、引き続き居住できなくなった場合は、借家の場合についても(2)のアに該当するものとして差し支えないものとする。

(6) (2)のイの身体上の損害は、療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である傷病を基本とし、医師の診断書により確認すること。

2 一部負担金等の徴収猶予

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月の期間を基本として個別の災害の状況に応じ別途通知する期間に係る一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以

下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

3 一部負担金等の減免

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、別途通知するところにより、当該被保険者の申請により、当該被保険者等に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）は、あらかじめ地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 4の申請書の提出を受けた社会保険事務所長等は、健保法第75条の2第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請を行った加入者に交付するものとする。

(2) (1)の証明書を交付した場合は、一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳（別紙様式3）に必要事項を記載すること。

この場合において、(1)の証明書を交付した社会保険事務所長が適用事業所を管轄する社会保険事務所長と異なるときは、当該証明書を交付した社会保険事務所長は、適用事業所を管轄する社会保険事務所長に対し、交付台帳に記載した事項を速やかに情報提供すること。

(3) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

(1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を

受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

(2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については社会保険診療報酬支払基金に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

(1) 証明書を交付した社会保険事務所長等は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

(2) 証明書を交付した社会保険事務所長等は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該

§75の2 一部負担金の額の特例

一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において、当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、当該社会保険事務所長等は、直ちに減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該被保険者に返還させるものとする。

第2 船員保険関係

船員保険についても、第1に準じて取り扱うこと。この場合において、一部負担金等の徴収猶予又は減免に係る申請及びこれに係る証明書を交付した場合の申請書、証明書及び一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳については、それぞれ別紙様式1の2、様式2の2及び様式3の2によるものとする。

別紙 〔省略〕

(平18・11・15庁保発1115001)

◆東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について

第2 特例措置の具体的内容

I 健康保険関係

1 一部負担金の支払いの免除に関する事項

(1) 一部負担金の支払いの免除の要件について

健康保険の保険者（以下「健保保険者」という。）は、次のいずれ

かの要件に該当する被保険者又は被扶養者（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）第98条（同法第110条第7項及び第111条第3項において準用する場合を含む。）の規定による継続療養の受給者を含む。）（以下「免除対象健保被保険者等」という。）については、「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成18年9月14日付け保保発第0914001号等）にかかわらず、健康保険法第75条の2第1項第2号又は第110条の2第1項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

① 法第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。）であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの

② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの

③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受け

健保手引三三

五二ノ一〇

たことにより、主たる生計維持者の行方が不明であるもの

- ④ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑥ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っているもの
- ⑦ その他上記の①から⑥までに準ずる者として健保保険者が認めたもの

(2) 免除措置の期間について

(1)の免除措置は、(1)の①から③までについては平成23年3月11日から、(1)の④及び⑤については指示があった日から、(1)の⑥については特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日から、それぞれ平成24年2月29日までの間に免除対象健保被保険者等が受け

た療養について適用するものとする。ただし、(1)の③に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について、(1)の④から⑥に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた療養について、適用するものとする。

(3) 免除証明書について

i 免除対象健保被保険者等は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける際に、健康保険一部負担金等免除証明書（以下Iにおいて「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。以下Iにおいて同じ。）。

ii 免除対象健保被保険者等は、別途通知するところにより、あらかじめ健保保険者に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。

iii iにかかわらず、健保保険者による免除証明書の発行準備のため、平成23年6月末ま

§ 75の2 一部負担金の額の特例

では一部負担金の支払猶予を継続することとし、この間に健保保険者は免除証明書を速やかに発行するよう努めること。なお、平成23年7月1日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定であるので、免除対象健保被保険者等は被保険者証に免除証明書を添えて受診すること。

iv 支払猶予期間中、保険医療機関等の窓口において一部負担金の支払猶予を受けて受診した免除対象健保被保険者等の費用の支払いについては、免除証明書を提示して受診したものと同様の取扱いとすること。

v 健保保険者においては、(1)の⑥に該当する被保険者等が、市町村が避難した世帯に対して発行する被災証明書の写しを添えて申請を行い次第、速やかに免除証明書を発行するよう努めること。

(4) 一部負担金の還付について

次に掲げる者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとする際に、健康保険法第74条第1項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金については、健保保険者に申請を行うことにより、健保保険者から還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支

給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

① 平成23年6月末までの支払猶予期間に(1)の①から⑦までのいずれかの要件に該当していたが、一部負担金の支払いを行った者

② 支払猶予期間の終了後であって、健保保険者の理由によって免除証明書の交付を受けていない免除対象健保被保険者等その他の免除証明書を保険医療機関等に提出しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象健保被保険者等

(5) 保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費等の一部負担金相当額について

i 健康保険法第86条第2項第1号及び第110条の2第1項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

また、法第53条の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

ii 健康保険法第88条第4項及び第111条第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

2 〔省略〕

II～V 〔省略〕

（平23・5・2保発0502第3号一改正
平23・6・21保発0621第5号）

◆東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号。以下「政令」という。）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。）により必要な諸規定が整備されたところであるが、その取扱いは、平成23年5月2日保発0502第2号（以下「局長通知」という。）によるほか、下記の事項に留意し、取扱いに遺漏なきを期するとともに、

被保険者等への周知をお願いしたい。

記

第一 一部負担金等免除証明書の提出

(1) 東日本大震災（以下「大震災」という。）により被災した健康保険の被保険者又は被扶養者（いずれも特別療養給付の受給者を含む。）であつて、その被保険者又は被扶養者の被保険者が一部負担金等の免除の特例措置の対象に該当する者として認定した者（以下「免除認定者」という。）は、保険医療機関等で一部負担金、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、保険外併用療養費に係る自己負担額、療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額又は特別療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の免除を受けようとする場合には、その保険医療機関等の窓口提出する被保険者証等に、保険者から交付される健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を添えること（保険薬局にあつては、処方せんに免除証明書を添えること。）。

(2) (1)にかかわらず、法の施行直後は保険者による免除証明書の発行準備が十分に整わないことが予想されることから、平成23年6月末までは「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(その6)(6月診療等分及び7月以降の診療等分

§75の2 一部負担金の額の特例

の取扱い) (平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により一部負担金等の支払猶予を継続することとしたので、保険者はその間に免除証明書の発行を速やかに完了すること。

- (3) 一部負担金等のうち、一部負担金に相当する額(局長通知第2 I 1(5)に定める一部負担金相当額をいう。以下「一部負担金相当額」という。)の免除期間は、平成24年2月29日までと定めており、入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額に相当する額(局長通知第2 I 2(2)で免除の対象となっている標準負担額をいう。以下「標準負担額相当額」という。)の免除期間は、法第50条の規定により、厚生労働大臣が定める日までと定めている。この厚生労働大臣が定める日は、平成23年8月31日を予定しているが、救助の実施状況如何により延長されることがありうること。

- (4) 局長通知第2 I 1(1)④の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が4月22日に解除された地域は、6月30日までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。(局長通知第2 I 1(2)関係)

第二 免除認定者の概要

- (1) 免除認定者は、局長通知第2 I 1(1)①から⑦までのいずれかに該当する者として保険者が認めた被保険者又は被扶養者であること。
- (2) 局長通知第2 I 1(1)②の「重篤な

傷病」とは、1か月以上の治療を要すると認められる者を対象とするものであること。

- (3) 局長通知第2 I 1(1)④及び⑤の指示があった日は、現時点では、以下のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10~20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20~30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2 I 1(1)⑤の指示の対象地域	4月22日

- (4) 局長通知第2 I 1(1)⑦の「その他上記の①から⑥までに準ずる者として健保保険者が認めたもの」には、次のような者が該当すること。

なお、保険者は、認定に当たり被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断することが求められていること。

① 被保険者関係

ア 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域(法第2条第3項に規定する、東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。別添参照)に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を變

更した者であつて、大震災による被害を受けたことにより、その家族の住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）

イ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その者が居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者

ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による被害を受けたことにより、その者が属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者

エ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であつて、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるもの

オ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であつて、その家族が同日時点で居住していた地域が、大震災による被害を受けたことにより、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域又

は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

カ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）に属している者

キ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であつて、その家族が同日時点で居住していた住居が、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）であるため、避難を行っている者

② 被扶養者関係

ア 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、その家族が特定被災区域内で居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）

イ 特定被災区域に居住していな

§75の2 一部負担金の額の特例

- いが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その者が居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による被害を受けたことにより、その者と同居していた主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者
- エ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、特定被災区域に居住していたその者の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）
- オ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者
- カ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係

る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者

- キ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた世帯が、被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属している者
- ク 特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた住居が、特定避難勧奨地点であるため、避難を行っている者
- ケ 平成23年3月11日以降に新たに出生、結婚その他これに準ずる理由により被保険者たる免除認定者の被扶養者になった者

第三 一部負担金等免除証明書の交付申請

- (1) 一部負担金等の免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、免除申請書を提出すること（様式例1参照）。
- (2) 免除申請書の提出の際には、保険者は、次に掲げる場合に応じ、被保険者証等及び以下のような書類を求めること。

① 家屋が全半壊又は全半焼した場合

罹災証明書・被災証明書の写し。ただし、罹災証明書の交付を受けることが困難である場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に関する

- る書類の写しでも認めること。
- ② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った場合
- ア 罹災証明書・被災証明書の写し（主たる生計維持者の死亡にかかる記載がある場合）
- イ 死亡診断書の写し
- ウ 死亡診断書のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し
- エ 警察の発行する死体検案書の写し
- オ 埋葬許可証の写し
- カ 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
- ※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合には、以下の書類を求めること。
- ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証等の写し
- イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- 東日本大震災により、主たる生計維持者が行方不明となったことについての申請者の申立書及び次のアからエのいずれかの書類
- ア 法の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
- イ 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
- ウ 第三者（事業主、行方不明者の同僚等）の証明書
- エ その他これらに準じる書類
- ④ 長期避難世帯である場合
- 市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは同法第20条第3項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
- 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（保険者の側で、申請者等が対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）
- ⑥ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている場合
- 特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明
- (3) 被保険者証等や罹災証明書等、(2)に掲げる書類の入手が困難な場合には、免除申請者による申立を認めること。この場合、事業主、親族又は知人等関係者による証明を申立に併せて受けることが望ましいこと。なお、(2)の③エの「その他これらに準じる書類」には、行方不明者の状況を警察から確認できた場合を含むこととし、具体的には以下のような方法により確認を行うこと。

- ① 申請を受付けた各保険者において、別紙1及び別紙2の例により、一部負担金等免除請求者一覧表（以下「一覧表」という。）及び送付書を作成し、行方不明者の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること。（別紙3参照）

なお、各保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時、行うものとする。

- ② 各保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況の確認を行い、その確認結果を一覧表の「警察記入」欄に記載した上、送付先の各保険者へ返送することとなるので、警察から一覧表が返送された各保険者では、警察からの回答内容を確認の上、行方不明者である旨の認定を行うこと。
- (4) (2)による申請は、事業所ごとに取りまとめて行うことも可能であり、免除申請者の利便を考慮し、被保険者の負担の軽減に配慮すること。
- (5) (2)による申請を受け、認定を行い、免除証明書を免除申請者に対して交付すること。この場合、交付する免除証明書は、原則として個人単位で交付すること（様式例2参照）。ただし、やむを得ない場合には世帯単位で交付することも差し支えないこと。
- (6) (1)による申請により交付された免除証明書の有効期間は、発行の日から平成24年2月29日（標準負担額相当額の免除については、厚生労働大臣が定めた日）までとする。

第四 免除の認定

- (1) 保険者は、申請者が提出する第三の(2)の書類により一部負担金等の免除の要件に該当していることを確認の上、認定すること。
- (2) 保険者は、(1)の認定を行った際に一部負担金等免除台帳（以下「免除台帳」という。）を作成し、免除認定者の被保険者記号番号、免除認定者の氏名、発行年月日、有効期限等の必要事項を記載すること。
- (3) (1)の場合に、免除申請の対象者が免除認定者に該当しないと認められるときは、保険者は、健康保険一部負担金等免除却下通知書（様式例3参照）等を作成し、免除申請者に通知すること。

第五 免除証明書の交付

- (1) 第三(1)の免除申請につき、保険者が免除申請の対象者を免除認定者と認めた場合には、免除申請者に対し免除証明書を交付すること（様式例2参照）。
- (2) 免除証明書の有効期限は、一部負担金相当額の免除については、平成24年2月29日までとする。ただし、局長通知第2 I 1(1)③に該当する者については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間、局長通知第2 I 1(1)④、⑤又は⑥に該当する者については、平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されるまでの間とする。
- また、標準負担額相当額の免除については、第一(3)の厚生労働大臣の定める日までの間とすること。
- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等で療養を受ける際に、その保険医療機関等の窓口には被保険者証等（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、

免除証明書を提出するように指導すること。

- (4) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等の窓口免除証明書を提出した場合に、一部負担金等の支払を免除される旨を周知すること。
- (5) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、次に該当したときは、免除証明書を返納するよう指導すること。
 - ① 資格を喪失したとき。
 - ② 保険者を変更したとき。
 - ③ 免除証明書の有効期限に達したとき。
- (6) 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ免除証明書の記載事項の変更を行う必要がある旨指導すること。
- (7) 免除証明書を交付する際には、免除認定者が特別療養給付を受けなくなった場合には、免除証明書を返納するよう指導すること。

第六 免除認定者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 平成23年3月11日以降、免除認定者が既に支払った一部負担金等（第一(3)の厚生労働大臣が定める日の翌日以降は、標準負担額相当額を除く。）は、その免除認定者（被扶養者である場合にはその被保険者）からの申請により、保険者が当該免除認定者に対し、還付を行うものとする。この場合、還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、健康保険一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。様式例4参照）に、免除がある旨を承知していなかったこと等、還付を申請

する理由を記載した上で、免除申請書又は免除証明書を添えて、保険者に提出すること。

- (2) 還付申請書には、保険医療機関等が発行した領収証又は記載された一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出された場合、還付申請者が局長通知第2 I 1(1)に定める要件のいずれかに該当すると認められる時は、免除証明書の有効期限前である場合には、保険者は免除証明書の発行を行うこと。
- (4) 保険者は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認める場合は、現に支払った一部負担金等を還付申請者に還付すること。この場合には、平成23年6月末日までに免除証明書の交付が間に合わず、免除証明書が交付されるまでの間に、被保険者等が保険医療機関等に一部負担金等を支払った場合も含まれること。
- (5) なお、保険者は、一部負担金等を支払った免除認定者が受診当時70歳から74歳の者（現役並み所得者を除く。）であって、その免除認定者が保険医療機関等で医療費の1割相当分を超える一部負担金等を支払った場合、その免除認定者に対して、一部負担金等を還付することに加えて、医療費の1割相当分は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金から支出されるべきものとして、審査支払機関に対して請求すること。また、70歳から74歳の者に係る療養費の請求も、同様の取扱いとすること。

第七 被保険者証等の再発行について
被保険者証等の取扱いについては、

「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」

(平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、保険医療機関等の窓口での提示を不要としているほか、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱い」(平成23年3月25日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)により、高齢受給者証の有効期限の延長を認めているところであるが、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において原則どおり被保険者証等の提示により資格確認を行う取扱いとなることから、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努めること。

第八 傷病手当金等の支給の特例等について

1 傷病手当金の支給の特例

(1) 局長通知第2 I 4(4)に定める傷病手当金の支給の特例を適用すべき者は、局長通知第2 I 4(1)(i)又は(ii)に基づく標準報酬月額の変定(以下「特例改定」という。)を行った者であって、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

① 平成23年3月11日の時点で、現に傷病手当金を受給していること。

② 平成23年3月11日の時点で、現に傷病手当金を受給していないが、受給するための要件を満たしていること(報酬や出産手当金との調整のため傷病手当金の支給が停止されている者を含む。)

③ 東日本大震災による被害を受けたことにより、平成23年3月11日以降に、傷病手当金を受給するための要件を満たした。

(2) (1)の条件を満たす者が受ける傷病手当金は、労務不能であった日が平成23年3月11日から平成24年2月29日までの受給分に限り、特例改定を行う前の標準報酬月額と、特例改定を行った後の標準報酬月額とのいずれか高い方の額を、支給金額の算定を行うために用いる標準報酬月額とみなして支給すること。

(3) 保険者は、特例改定が行われた者に対して傷病手当金を支給する際には、その者が①又は②の条件を満たしているかどうかを確認すること。

(4) 特例改定が行われた者であって①③の条件を満たすものが、傷病手当金の支給を受けようとするときは、東日本大震災による被害を受けたことが原因で傷病を発生したことが認められる旨を記載した医師の診断書等を、支給の申請の際に添付すること。

(5) 保険者は、傷病手当金の支給申請書に添付された医師又は歯科医師の意見書の記載から、東日本大震災による被害を受けたことが原因で傷病を発生したことが保険者の側で確認できる場合は、(4)に掲げる書類の添付を不要とできること。

(6) (4)に掲げる書類の入手が困難な場合には、免除申請者による申立を認めるものであること。この場合、事業主、親族又は知人等関係者による証明を受けることが望ましいこと。

2 出産手当金の支給の特例

(1) 局長通知第2 I 4(4)に定める出産手当金の支給の特例を適用すべき者

は、特例改定を行った者であって、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- ① 平成23年3月11日の時点で、現に出産手当金を受給していること。
- ② 平成23年3月11日の時点で、現に出産手当金を受給していないが、受給するための要件を満たしていること（報酬等との調整のため出産手当金の支給が停止されている者を含む。）。

- (2) (1)の条件を満たす者が受ける出産手当金は、労務不能であった日が平成23年3月11日から平成24年2月29日までの受給分に限り、特例改定を行う前の標準報酬月額と、特例改定を行った後の標準報酬月額とのいずれか高い方の額を、支給金額の算定を行うために用いる標準報酬月額とみなして支給すること。
- (3) 保険者は、特例改定が行われた者に対して出産手当金を支給する際には、その者が①又は②の条件を満たしているかどうかを確認すること。

第九 〔省略〕

(平23・5・2保保発0502第1号一改正
平23・6・21保保発0621第1号)

- ◆東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者等の一部負担金の免除措置の

取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）において、一部負担金の免除措置に対し、平成25年2月28日まで財政支援すること等としていました。今後、財政支援の期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下被保険者及び関係団体においては、内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料（別紙1）により周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について

避難指示等対象地域（※）の被保険者等（東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置を平成26年2月28日まで延長することとし、これに対し、平成25年度において、平成25年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

- （※）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）
（平25・2・13事務連絡）

健保手引三九

五二ノ二二